高知大学医学部附属病院内視鏡診療部規則

平成16年4月1日 規則第253号

最終改正 令和3年9月28日規則第38号

(趣旨)

第1条 この規則は、高知大学医学部附属病院規則(平成16年4月1日施行)第8条第6項の 規定に基づき、内視鏡診療部の運営等に関し必要な事項を定める。

(業務)

- 第2条 内視鏡診療部においては、次の各号に掲げる業務を行う。
 - (1) 内視鏡機器による検査、診断及び治療に関すること。
 - (2) 内視鏡診療の教育及び研究に関すること。
 - (3) 内視鏡機器から得られた画像情報の整理及び利用に関すること。
 - (4) 内視鏡機器の保守管理及び薬品、材料等の保管に関すること。
 - (5) その他内視鏡診療に関すること。

(運営委員会)

- 第3条 内視鏡診療部の運営に関し必要な事項を審議するため、内視鏡診療部運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。
- 2 委員会については、別に定める。

(雑則)

第4条 この規則に定めるもののほか、内視鏡診療部の運営等に関し必要な事項は、病院長が別に定める。

附則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年5月26日規則第390号)

この規則は、平成16年5月26日から施行し、平成16年5月11日から適用する。

附 則(平成23年3月8日規則第84号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月14日規則第87号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(令和3年9月28日規則第38号)

この規則は、令和3年10月1日から施行する。